

市政トピックス

はなのきセミナー 「もっと世界を考えようⅡ」

協働推進課 協働人権係（内線333）

今回は日本在住のフィリピンの人
を交え、フィリピンの魅力や課題に
ついて、写真を見ながらワークショッ
プで考えます。

▼とき 7月14日(土) 午後1時30分
～4時

▼ところ 中央公民館 第1・2展
示室

▼募集人数 30人

▼参加費 100円(当日徴収)

▼主催 国際交流はなのき会

▼申込み 7月10日(火)までに電話で
国際交流協会事務局(協働推進課内
内線333)へ。

第62回社会を明るくする運動

福祉課 保護援護係(内線143)

○犯罪や非行を防止し、立ち直りを
支える地域のチカラ

「社会を明るくする運動」は、犯
罪や非行を防止するとともに、罪を
犯した人や非行に陥った少年の更生
を支え、ふれあいのある明るい地域
づくりに参加することを重点目標と
して、毎年7月1日～31日の1か月
間全国的に行われる運動です。

家庭・学校・職場・地域社会が一
体となって犯罪を誘発しない環境を
つくるため、地域住民の理解と協力

の輪を広げましょう。

「啓発パレード」

猿渡小学校マーチングクラブ・ダ
ンスクラブ等による啓発パレードを
実施します。

▼とき 7月10日(火) 午後2時から
▼ところ アピタ知立店

夏の交通安全運動

7月11日(水)～20日(金)

安心安全課 防犯交通係(内線362)

夏本番を迎え、海や山のレジャー
シーズンの本格的な到来となります。

この時期は、暑さやレジャーの疲
れから注意力が散漫となった運転者
と、外出の機会が増える子どもや、
暑さで体力の低下が心配される高齢
者の交通事故の危険が高まります。

また、夏特有の開放感から、スピー
ドの出し過ぎや飲酒運転による重大
事故の多発も心配されます。

そこで、次のような重点項目をか
かけ、夏の交通安全運動を展開し、
交通事故の防止を図ります。

- ・子どもと高齢者を交通事故から守
ろう。

- ・すべての座席でシートベルトとチャ
イルドシートを正しく着用しよう。
- ・飲酒運転を根絶しよう。



第56回 史跡八橋かきつばたと写す会 入賞者決定

県の花、市の花である「かきつばた」を広く紹介し、観光宣伝
に使用することを目的に開催された「史跡八橋かきつばたと写す
会」の入賞者が決定しました。

今年度は460点の応募作品の中から厳選なる審査の結果、「推薦」
の菱木一光さんを始め、次の皆さんが入賞されました。

なお、入賞作品は7月4日(水)～17日(火)まで、中央公民館1階ホー
ルで展示しますのでぜひご覧ください。

▶問合せ 市観光協会事務局(経済課内 内線211・212)

□入賞者一覧

(敬称略)

賞	氏名(住所)		賞	氏名(住所)	
推 薦	菱木一光(知立市)		入 選	大口鉾夫(刈谷市)	岡田泰之(刈谷市)
特 選	吉田幸司(岐阜県岐阜市)	螺澤鎮雄(知立市)		宮嶋靖(豊田市)	戸軽邦明(知立市)
準特選	本多忠夫(幸田町)	佐藤京子(知立市)		福島宏治(豊田市)	長瀬元才(知立市)
	稲垣哲哉(豊橋市)			佐藤信夫(知立市)	高木輝昭(知立市)
入 選	小伊豆忠(知立市)	堀内安(岡崎市)		斉藤和子(安城市)	中野英意(豊田市)
	大見恭三(豊田市)	阿知波豊(高浜市)		前島こちよ(高浜市)	有馬あや子(蒲郡市)
	小田益史(知立市)	渡辺治継(名古屋市)		伊藤忠興(名古屋市)	白倉正彦(豊川市)



推薦「杜若を愛でる」菱木一光さん撮影

愛犬を飼うには届出が必要です

犬を新たに飼うことになったり、飼う場所が変わったり、亡くなった場合は、市の窓口へ届出や申請が必要となります。

▶届出や申請が必要な場合

- 犬を新たに飼うことになったとき
- 飼い主が変わったり、犬や飼い主の住所が変わったとき
- 犬が亡くなったとき
- 犬の鑑札や注射済票を失くしたとき



※様式は市ホームページからダウンロード、または環境課窓口にもあります。

▶注意事項

- ・生後91日以上経過した犬は必ず生涯一回犬の登録と、毎年一回狂犬病予防注射を受けなければなりません。また、そのときに交付された鑑札と注射済票を犬に着けなければなりません。
- ・犬は「狂犬病の予防」という立場から届出が義務付けられており、犬の死亡の場合も、市への届出が義務付けられています。

▶問合せ 環境課 環境保全係 (内線216)

旧日本赤十字社救護看護婦・旧陸海軍従軍看護婦の皆さんへ

総務省大臣官房総務課管理室業務担当 (☎03(5253)5182)

先の大戦において、外地等(事変地の区域または戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の人(慰労給付金受給者は除く)に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

詳しくは問合せ先までご連絡ください。ご本人またはご家族などからのご連絡をお待ちしています。

▼請求期限 平成25年3月31日まで(請求用紙は、市役所福祉課にあります。)

知立市被爆者見舞金支給申請

福祉課 福祉企画係(内線141)

社会福祉協議会の被爆者見舞金事業が平成23年度で廃止されたことにもない、平成24年度から知立市被爆者見舞金事業が新設されましたので、該当する人は申請してください。

▼対象者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている人。

▼支給条件 毎年度の6月1日において、知立市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている人。

▼支給額 年額1万円

▼受付 福祉課

▼持ち物 ①被爆者健康手帳②振込先口座通帳③印鑑

パブリックコメント

—皆さんの意見を募集します—

知立市子ども条例(案)

子ども一人ひとりが尊重され、相互に尊重し合えること、子どもが安心・安全に暮らせること、子どもが個性を大切にされ、学び成長できること、子どもの参加が保障され、子どもの視点が取り入れられることは、子どもにとって大切な権利として保障されなければなりません。

市は、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしい、夢を育むことのできるまちづくりを進めるために、「知立市子ども条例(案)」を作成しました。

この条例の制定にあたり、市パブリックコメント制度に基づいて、広く意見を募集します。

▼計画案公表・意見募集期間 7月3日(火)～17日(火)

▼計画案の閲覧場所

・子ども課(市役所2階)

・行政資料コーナー(市役所3階)

・図書館

・市ホームページ

▼意見の提出方法

・子ども課へ持参

・郵送 〒472-8666 (住所不要)

知立市役所 子ども課宛

FAX (83)1141

Eメール kodomo@city.chiryu.lg.jp

▼次の内容を明記して提出してください。(様式自由)

①件名「知立市子ども条例(案)に対する意見」

②住所

③氏名

④勤務先・学校名(市外の人のみ)

⑤連絡先(電話番号)

⑥あなたの意見を記入

※電話での受付は行いません。

▼意見の取扱い 提出されたご意見と検討結果は、次の場所で公表します。

・子ども課(市役所2階)

・行政資料コーナー(市役所3階)

・市ホームページ

※提出者の住所、氏名などの個人情報

報は公表しません。また、お寄せ

いただいたご意見に対し、個別に

回答はしませんのでご承知ください。

▼問合せ 子ども課 子育て支援係

(内線226)

○パブリックコメントとは：

政策の立案等を行うおとする場合に

その案を公表し、市民の皆さんの意見

や情報を提供していただき、その意見

を行政に反映させる制度です。寄せら

れた意見やそれに対する市の考え方は、

後日、市ホームページで公表します。

ハローワークからのお知らせ

キャリアアップハローワークみかわ
(☎63)5908

「キャリアアップハローワークみかわ」では、平日夜間・土曜日にもお仕事探しができます。(月)金曜日 午前10時30分～午後7時、土曜日 午前10時～午後5時)

求人情報検索(10台)を始め、担当者制による職業相談、各種セミナー、模擬面接、専門の相談員が皆さんの就職活動をサポートします。(障がい者、外国籍の人はハローワーク刈谷をご利用ください。)

このほか、ハローワーク刈谷の関連施設として、次の場所でも、職業相談・職業紹介を行っていますのでご利用ください。(月)金曜日 午前9時～午後5時、祝日は休み)
●安城市地域職業相談室(安城市役所西会館内) ☎(76)1111
●ワークプラザおおぶ(大府市中央町5-74) NTT西日本大府ビル1階 ☎0562(48)6160



国民健康保険・後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

いまお持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」)は7月末で有効期限が切れます。国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、下表をご確認ください。

	証名	限度額適用認定証		限度額適用・標準負担額減額認定証	
	国民健康保険	対象	70歳未満 国民健康保険税の滞納がない人	共通	同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が住民税非課税の人 ※国民健康保険税の滞納がないこと
	更新・申請	70歳以上 高齢受給者証で適用 ※特に申請は必要ありません。			

▶ 問合せ 国保医療課 国保年金係 (内線154～156)

	証名	限度額適用・標準負担額減額認定証	
後期高齢者医療制度	対象	75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人で、同じ世帯の人全員が市民税非課税、または免除されている被保険者の人	
	更新・申請	■平成24年7月31日有効期限の認定証をお持ちの人 所得状況を確認し、8月1日以降も該当する場合は、新しい認定証を7月末日までに郵送します。改めて申請をしていただく必要はありません。古い認定証はハサミなどで切り、使用できないようにして、破棄してください。 ■新規に交付を希望する人 印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。	

▶ 問合せ 国保医療課 医療係 (内線151・152)

○限度額適用認定 とは

受診時に医療費が高額になった場合、限度額適用認定証の提示により、窓口での支払いが自己負担限度額までにとどめられます。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代など保険適用外の費用は含まれません。

○標準負担額減額認定 とは

入院時の食事代は一食につき260円の定額一部負担となっていますが、住民税非課税世帯の人については、標準負担額減額認定証の提示により食事代が減額されます。また、過去12か月間で91日以上入院になる場合は、さらに減額されることがあります。

※国民健康保険と後期高齢者医療制度の住民税非課税世帯の人は、上記2つを合わせた認定証を交付しています。



後期高齢者医療制度 保険証の更新

1. 新しい保険証を郵送します
現在皆さんのお持ちの保険証(オレンジ色)の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する保険証(若草色)を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。(簡易書留郵便では、受け取る時に押印または署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局に再配達依頼をするか、直接受け取りに行ってください。)

2. 留置期間を超えた保険証は市役所に返還されます
郵便局での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は国保医療課に返還されます。その場合は国保医療課の窓口でお渡しします。現在お持ちの保険証・印鑑を持ってください。

3. 住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合
住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、国保医療課へ申請が必要です。(すでに「送付先変更申請書」を提出されている場合は必要ありません。郵便局への転送届では転送されません。)申請するときは、印鑑と本人確認のできるもの(保険証、年金手帳、運転免許証など)を持って7月2日(月)～9日(月)までに国保医療課へお越しください。

4. 保険証の回収にご協力ください
有効期限が過ぎた後期高齢者医療被保険者証は回収しますので、市役所にお越しの際に国保医療課にご返却いただくか、左記施設の回収箱に投函してください。回収箱に投函できない場合は、ハサミ等で切って使用できないようにして廃棄してください。

○回収箱のある施設(9月末まで)
市役所(国保医療課)、文化広場、福祉の里八ツ田(地域福祉センター)、いきがいセンター、福祉体育館、西丘文化センター、リリオ出張所、昭和児童センター、図書館、保健センター、猿渡公民館、文化会館(パティオ池鯉鮒)



▼問合せ 国保医療課 医療係(内線151・152)

<<後期高齢者医療保険料改定のお知らせ>>

保険料の改定は2年ごとに、愛知県後期高齢者医療広域連合が行います。平成24・25年度の保険料は次のとおり決定しました。

平成22・23年度の保険料率		⇒	平成24・25年度の保険料率	
所得割率	7.85%		所得割率	8.55%
均等割額	41,844円		均等割額	43,510円

一人当たりの平均保険料は80,214円で平成22・23年度より5.86%増となっています。

○保険料が増加する理由

- ・被保険者一人当たりの医療給付費が伸びたこと
- ・高齢者人口が増加したこと

■保険料の計算方法

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 43,510\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額} - 33\text{万円}) \times 8.55\%$$

一人当たりの上限額は55万円です。(平成23年度までは50万円)

※平成24年度の保険料額は7月中旬に「後期高齢者医療保険料決定通知書」や「後期高齢者医療保険料納入通知書」でお知らせします。

■保険料の納付方法

後期高齢者医療の保険料は原則年金天引ですが、年金天引できない場合もあります。年金天引できない人は便利な口座振替をご利用ください。申込みは市役所または市内の金融機関へ。

▶問合せ 国保医療課 医療係(内線151・152)・県後期高齢者医療広域連合(☎052-955-1223)



保険料のお知らせをお送りします

平成24年度後期高齢者医療保険料納入通知書を送付します。7月中旬以降、
 特別徴収対象者→「後期高齢者医療保険料額決定通知書・保険料特別徴収開始通知書」
 普通徴収対象者→「後期高齢者医療保険料納入通知書兼領収書」
 が送付されます。

保険料の支払方法・納期

○特別徴収

年金からの天引きです。ただし、年金の額が年間18万円以下の人または介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きとはなりません。特別な事情で年金天引きにならない人もいます。

・納期（4月1日～翌年3月31日分を6期で割ります。）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

○普通徴収

年金からの天引きとならない人については、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合があります）

・納期（4月1日～翌年3月31日分を8期で割ります。）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月



平成24年度後期高齢者医療保険料納入通知書

▼問合せ 国保医療課 医療係（内線151・152）

◎口座振替による納付の注意

- ・口座振替は、以前国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出されない限り、口座振替されません。
- ・後期高齢者医療制度に加入後、半年程度は納付書か口座振替（要依頼）により納めていただきます。原則、年金天引きが可能な人については、口座振替依頼書を提出している場合でも、年金天引きが優先されます。年金天引きによらず口座振替のみでの納付を希望される人は、市役所で「納付方法変更申出書」の提出をお願いします。

救命講習会(7月開催分) あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	刈谷消防署	高浜消防署
講習会名	普通救命講習会Ⅰ	普通救命講習会Ⅲ
開催日時	7月15日(日) 午前9時～正午	7月21日(土) 午前9時～正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	7月5日(休)午前9時～ (☎23-1299) 救急係へ	7月5日(休)午前9時～ (☎52-1190) 救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤の人でいずれの会場でも受講できます。	
内容	普通救命講習会Ⅰ 心肺蘇生法（気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫）、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習会Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置 ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄りの消防署へお問合せください。	

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課 (☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp>)